⑷　工事内容　本工事は、埼玉県さいたま市北区植竹町１―804において埼玉県警察学校本館建築その他工事の施工を行うものである。
敷地面積：51,728㎡
構造：鉄筋コンクリート造　地上５階建て
延床面積：5,540㎡
用途：研修所
工事種目：本館　新築一式
工作物・外構・造園工事　新設一式
取りこわし工事　取りこわし一式
⑸　工期　平成24年３月15日まで。
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約4,800㎥、鉄筋　約810ｔ
⑺　本工事は、入札時にＶＥ提案として「鉄筋コンクリート工事の施工に関して技術的に配慮すべき事項」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。なお、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻、⑼、⑾、⑿、⒀　第１号１⑻、⑼、⑽、⑾、⑿に同じ
⑽　本工事は、競争参加資格確認資料の作成にあたり設計業務成果を閲覧に供する試行工事である。なお、閲覧の対象者は本工事の入札参加希望者であり入札説明書を入手した者とする。（閲覧方法等の詳細は入札説明書による。）

２　競争参加資格
⑴　下記の①から⑨までに掲げる条件を満たしている業者であること。
①、④、⑥、⑦、⑧、⑨　第１号２⑴①、③、⑤、⑥、⑦、⑧に同じ
②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
③　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。なお、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者以外の構成員は関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上であること。）
⑤　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装を含む新築）工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。）。
㋐
１）建物用途　下記のａ）、ｂ）、ｃ）若しくはｄ）のいずれかに該当する施設
ａ）同種施設　研修施設
ｂ）類似施設　研修室、会議室、事務室（上級室を含む）、教室及びこれらに類する室の合計面積（これらに付属する共用部分を含む）が当該申請施設の延床面積の過半を占める施設
ｃ）複合用途施設１　「ａ）同種施設」と認められる部分が、「３）延床面積」以上ある施設
ｄ）複合用途施設２　「ａ）同種施設」と認められる部分が、当該申請施設全体の延床面積の過半を占める施設
２）構造及び階数　鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上階数４以上
３）延床面積　4,500㎡以上
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋑の施工実績を有すること。
㋑
１）建物用途　上記㋐１）に同じ。
２）構造及び階数　鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造、地上階数２以上
３）延床面積　1,500㎡以上
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
⑵　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　１人の者が、平成８年４月１日以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑴⑤㋑の要件を満たす建築一式（躯体、外装、内装を含む新築）工事に従事した経験を有するものであること（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率20％以上の場合のものに限る。）。
ただし、経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。
③　第１号２⑵③に同じ
⑶　第１号２⑶に同じ

３　総合評価に関する事項
⑴、⑶、⑷、⑸　第１号３⑴、⑶、⑷、⑸に同じ
⑵　総合評価の方法
①、③、④　第１号３⑵①、③、④に同じ
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
㋐　技術提案の項目として「鉄筋コンクリート工事の施工に関して技術的に配慮すべき事項」
㋑、㋒　第１号３⑵②㋑、㋒に同じ
⑤　②㋐の「鉄筋コンクリート工事の施工に関して技術的に配慮すべき事項」の技術提案については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（40点）、Ⅳ（30点）、Ⅲ（20点）、Ⅱ（10点）、Ⅰ（４点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。
①㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、Ⅴ（20点）、Ⅳ（15点）、Ⅲ（10点）、Ⅱ（５点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である場合又は不適切である場合は欠格とする。

４　入札手続等
⑴、⑵、⑶、⑷　第１号４⑴、⑵、⑶、⑷に同じ
⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
①、②　第１号４⑸①、②に同じ
③　郵便による入札の受領期限は、平成22年１月28日（木）12時00分　郵送先は、関東地方整備局総務部契約課契約第二係。
開札は、平成22年１月29日（金）午後14時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。